

別紙1-1

論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※	第	号
------	---	---	---

氏 名 NGUYEN THU THUY

論 文 題 目 PRIVATE INTERNATIONAL LAW AND GLOBAL
POLLUTION: REALIZING THE UNIVERSAL VALUE OF
ENVIRONMENTAL PROTECTION IN TRANSNATIONAL
ENVIRONMENTAL LIABILITY LITIGATION

(国際私法と地球汚染:国際環境責任訴訟における環境保護についての普
遍的価値の実現)

論文審査担当者

主 査

名古屋大学大学院法学研究科教授 横溝 大

名古屋大学大学院法学研究科教授 鈴木将文

名古屋大学大学院法学研究科教授

コロombo ジョルジオ ファビオ

論文審査の結果の要旨

I 審査論文の概要**1 論文の位置づけ**

本論文のテーマは、「国際私法と地球汚染:国際環境責任訴訟における環境保護についての普遍的価値の実現」というものである。

本論文は、グローバル・ガバナンスの観点から、国境を越える環境汚染への対応として、これまでの規整枠組の意義と限界を分析した上で、国際私法（広義の国際私法の意味で用いられている。以下、2では筆者の表現に従い「国際私法」の語を、3では同様の意味で「抵触法」の語を用いる）の果たし得る役割として、国際環境責任訴訟における環境保護という普遍的価値の実現のための枠組の創出を掲げ、そのためのルールを一般的に提言し、また、ベトナムの文脈での適用可能性について検討したものである。

2 本論文の構成

本論文は、2部8章から成る。

第1章「序論」では、多国籍企業による発展途上国での環境汚染問題が頻発し続けていること、それにも拘らず、環境保護に関する現在の規整枠組が十分に機能していないことが指摘され、このような状況の下で、グローバルな環境保護に関する国際私法の果たし得る役割を明らかにし、そのような役割をより良く果たすための国際私法規則の改善を提言するという、本論文の目的が示される。

第1部「グローバルな汚染への取組におけるグローバルな環境法とガバナンスの失敗」においては、国境を越えた環境汚染に対するこれまでの国家的・国際的・私的な対応と、その問題点が分析される。

先ず、第2章「グローバルな汚染への政府の一方的な対応の限界」では、国境を越えた環境汚染に対するこれまでの国家の取組が分析される。ベトナムを例として発展途上国の環境規制の不十分さが示されると共に、欧米を例として、先進国による環境規制も、国際摩擦に対する懸念から領域外の事象に適用される（所謂域外適用）ことは稀であり、その実効性に限界があることが指摘される。

次に、第3章「環境に関する多国間の規制枠組の欠陥」では、環境に関する多国間の規整枠組が検討される。そこでは、各国の行動や政策を導くための詳細な規範の欠如、途上国の能力不足や国際制度の弱さによる国際規範実行の不十分さ、さらに、途上国や非国家的主体が規範の発展に参加する機会についての保障の不十分さから、現在の多国間枠組は、国境を越える環境汚染の防止として不十分であることが指摘される。

さらに、第4章「私的な環境ガバナンスという蜃気楼」においては、生態系の保護における私的環境規整の実効性や適切性が論じられる。企業や標準団体といった非国家的主体は、ルール形成における合意アプローチや私的規整者間の競争等の要因により、トランスナショナル

な企業の行動に影響を及ぼす詳細で厳格な実体的標準作りに失敗しており、また、内部モニタリングや第三者によるモニタリング等の私的モニタリングの弱さは、非国家団体による環境規整の実効性を狭めていると指摘される。結論として、私的環境規整は、政府の関与なしには実効的でも適切でもないことが示される。

最後に、第5章「国境を越える環境責任訴訟—グローバルな環境保護における国際私法の失敗」においては、事後的規整として国境を越える環境責任訴訟が採り上げられる。国際私法における3つの柱である、国際裁判管轄、準拠法、外国判決承認執行の夫々について、発展途上国の例としてベトナム、先進国の例として欧米を題材に、公法・私法の区別や密接関連性を基軸とした従来の国際私法の枠組が、国境を越えた環境汚染に関する被害者救済のための障害となっていることが指摘される。

第1部における国境を越える環境汚染に対する様々な規整枠組の現状についての分析を踏まえ、第2部「環境に関するグローバル立憲主義と国際私法—グローバルな環境保護における国際私法の役割の増大」では、環境に関するグローバル・ガバナンスにおいて国際私法が如何なる役割を果たし得るかという点が模索される。

先ず、第6章「環境に関するグローバル立憲主義と国際私法—グローバルな環境保護における国際私法の役割」においては、グローバル・ガバナンスにおける国際私法の役割という問題一般を検討するために、環境に関するグローバル立憲主義との対比が用いられる。環境に関するグローバル立憲主義に関しては、ハートの第一次ルールと第二次ルールに依拠したグローバルな秩序形成としてこれを把握する考え方と、ハーバーマスに依拠し立憲主義をコミュニケーションのプロセスと見て、環境に関するグローバル立憲主義を環境保護という普遍的価値についてのグローバルな対話と看做す考え方に大別されると論じられた上で、国際私法は、グローバルな立憲的秩序において私的アクターに対する環境に関する規整的権威を国家間で割り当て、環境に関する権利を保護すると共に、異なるアクター間での対話により、望ましい環境保護についての普遍的価値を模索するための理想的なフォーラムを構成し得るとされる。その上で、国際社会は、非現実的なグローバルな立憲的秩序の形成よりも、国際私法によるグローバルな対話を目指すべきであり、各国は、自らの国際私法を用いて、脱中心的なネットワークを構成し、環境保護についての普遍的価値の獲得を促進すべく協働すべきであり、国際私法ネットワークの適切な機能を保障するために司法共助の枠組を発展させるべきである、と著者は説く。

第6章での総論的検討を踏まえ、第7章「環境保護という普遍的価値に向けて—国境を越えた環境責任訴訟のための枠組」においては、国際私法による、環境保護における普遍的価値の実現のための枠組が提案される。そのような普遍的価値が実現されるための要請として、著者は、「あらゆる、又は殆どあらゆる者の」参加という手続的要請と、「絶対的に普遍的な」結果に向かって進んで行くという実体的要請の2つを掲げ、これらの「普遍的価値テスト (universal value test)」を充足するための具体的な国際私法規則を模索する。すなわち、先ず、国際裁判管轄に関しては、従来の伝統的な近接性原則に優先し、事案と法廷地との間に最

低限の関連性があり、他国で十分な救済を受けることが出来ないであろう場合に肯定される緊急管轄の積極的な利用、また、先進国における *forum non conveniens* 等自国の管轄権行使を抑制する法理の使用の限定、さらに、発展途上国における先進国裁判所との協力・調整が提唱される。次に、準拠法選択に関しては、国際環境法における一般原則を環境に関する「緊急法 (law of necessity)」と看做し、環境保護についての普遍的価値を推し進める可能性のある幾つかの法、具体的には、加害行為地法、結果発生地法、法廷地法、そして緊急法の中から、裁判所が最善の法を選択出来るようにすることが提案される。最後に、外国判決承認執行においては、外国判決の国際的通用性にとって妨げとなる、相互の保証及び公序要件を制限することが主張される。

以上のような全体的方向性を示した上で、著者はさらに、ベトナム国際私法の改正に向けた具体的提言を行う。すなわち、手続的には、環境事件に関する共同不法行為について管轄原因を導入すること、また、環境汚染に関し公的機関だけではなく被害者と NGO にも原告適格を付与することが提案される。次に、準拠法選択については、ベトナム法のみを適用する従来の一方的規則に代えて、環境汚染による被害に関し外国法をも適用可能とする双方向的準拠法選択規則を上述したような形で導入すること、またその際には、外国法の証明に関する時間的制限を撤廃し、外国法の内容を証明するために鑑定意見の利用を認めること、が主張される。最後に、外国判決の承認執行に関しては、相互の保証要件の撤廃、懲罰的損害賠償やクラスアクションに基づく外国判決の承認執行を認めることが提言される。

最後に、第 8 章「結語」においては、本論文の論述が要約された上で、グローバルな環境保護のガバナンスにおける国際私法の可能性が強調され、本論文が締め括られる。

II 評価

1 学問的寄与

近時、国境を越えた人権侵害や環境汚染を抵触法が積極的・消極的に助長して来たという反省から、グローバル・ガバナンスにおいて抵触法が果たすべき役割に関する議論が国際的に高まっている。本論文は、環境保護の分野を題材に、抵触法がグローバルな環境保護にどのような役割を果たすことが出来るのかを扱った意欲的な論文である。

本論文の具体的意義は、以下の点に求められる。

第一に、グローバル立憲主義に関する議論を参考にしながら、グローバル・ガバナンスにおいて抵触法が果たし得る役割として、関係する諸アクター間において普遍的価値を模索するための対話の場を提供することにあるとし、また、グローバルな法秩序において一つの普遍的な抵触法を模索するのではなく、各法秩序が夫々の抵触法によりネットワークを築くことでそのような対話を進めて行くべきであるとして、一つのビジョンを示した点である。前述の通り、グローバル・ガバナンスのための抵触法という議論は次第に活発となっているものの、抵触法が具体的にどのような役割を果たし得るのか、また、そのためにどのような形で抵触法を構想すべきなのか、といった点については、未だ議論は散発的にしかなされていない状況にあ

る。このような状況において、本論文は、これらの問題に関し一定の構想を示すものであり、この問題に関する議論に有益な貢献をするものであると評価出来る。また、提言に際し、グローバル立憲主義との対比を用いた点は独創的であると言える。さらに、普遍的抵触法の提案ではなく、各法秩序の抵触法が連携してネットワークを作るべきであるという主張も、非常に独創的であり、且つ、各国毎に抵触法が国内法として存在する現状との関係ではより現実的・説得的であると評価出来る。

第二に、上述の観点から、国境を越える環境保護に関する抵触法上の具体的規則のあり方について提言を行った点である。その際、「普遍的価値テスト」という指標を導入したことは独創的である。具体的ルールとしては、準拠法選択規則、とりわけ「緊急法」という考えには高い独創性が見られる。また、欧米のような先進国に対してだけではなく、ベトナムを題材に、発展途上国を視野に入れた提言を行っていることも高く評価出来る。

第三に、環境保護の国際的側面に関し、国家規制、国際的枠組、私的規整、国際環境訴訟という夫々の規整枠組の現状と問題点を網羅的に分析した点も、この問題に関するグローバル・ガバナンスの観点からの分析として一定の意義が認められる。

最後に、形式面では、本論文は、最新のものも含め抵触法に関する関連文献を網羅的に参照している点が評価出来る。英語・ベトナム語の文献だけではなく、フランス語と日本語の関連文献も分析した著者の努力は称賛に値する。

2 本論文の問題点とそれに対する評価

但し、本論文には以下のような問題点も指摘出来る。

先ず、第 2 部の記述がやや観念的に過ぎ、現実との関連が十分に展開されていない点である。特に、著者が提案する抵触法上の規則が、現在生じている多国籍企業による国境を越えた環境汚染に関する紛争の解決に対し、具体的にどのように役立つのかという点が、必ずしも十分に示されていない。

また、グローバル・ガバナンスのための抵触法に関する総論的検討を行った第 6 章と、第 7 章における環境汚染に関する新たな抵触法規則の提言との繋がりがやや分かり難い点も指摘出来る。著者が「普遍的価値テスト」を導入することによりこの点を結び付けようとしている点は理解出来るものの、特に、外国判決の承認執行に対する提言や、ベトナム法に関する提言の中には、このテストとは関係ないものも含まれているように見受けられる。さらに、「普遍的価値テスト」を実際に国際的に普及させるための法的手段として、何が構想されているのかが明確でなく、仮に国際条約によるのであれば、抵触法に係る条約による国際調和の提言と、国際立憲主義等の議論がどのように接合するのかについて、説明が欲しかったところである。

最後に、準拠法選択に関する提言には、「緊急法」の内容の不明確さ、また、関連する法のうちから最善の法を裁判所が選択するという優位比較の困難さ等から、その実現可能性にはやや疑問が残る。

とは言え、これらの問題点は、本論文の高い価値を大きく損うものではない。グローバ

ル・ガバナンスのための抵触法や国境を越える環境汚染に関する抵触法的検討を巡る現在の国際的な議論状況からしても、本論文は、国際的なレベルでの議論に有益な貢献を齎すものとして、博士（比較法学）に十分な水準にあると高く評価出来る。

博士（比較法学）の判定基準に則してより具体的に述べれば、本論文は、ベトナムを含め発展途上国が直面している多国籍企業による国境を越える環境汚染という問題の解決を模索しているという点で、「アジア法整備支援」（体制移行に伴う法整備支援とそれに関する国際協力を始め、比較法学・比較政治学・国際関係の領域）に関わる実務的・理論的課題の発見・解決に貢献している（A）。また、その提言はベトナム法に対してもなされており、国内法への応用可能性を念頭に置いている（B）。本論文のテーマは申請者の母国であるベトナム法をも念頭に置いたものであり、また、本論文では英語という申請者の母語以外の言語を用いて関連する研究動向が分析され、それを前提に議論が進められている（C）。本論文は、国境を越える環境汚染の解決に関して抵触法が果たし得る役割は何か、という問題を設定し、それに対し、環境保護という普遍的価値を追求するための対話の場の提供という回答を提出し、その実現のための具体的規則の提言を行っているという点で、問題設定が明確であり、且つ、設定した問題に対する一定の回答が出されていると言える（D）。さらに、本論文は、上述の通り、従来の研究と比較して随所に独自性が認められる（E）。そして、論証は、理論的にも堅固であり、予想される批判に対する自分なりの回答が用意されている（F）。このように、本論文は、判定基準を十分に満たすものとなっている。

III 結論

このような判断に基づき、審査委員会は、全員が一致して、本論文が名古屋大学大学院法学研究科の課程を経た博士（比較法学）の学位を授与するに相応しいものであるとの結論に達した。